定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社グッドライフカンパニーと称し、英文では GOOD LIFE COMPANY, INC. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、保有、運用、及び不動産投資コンサルティング業務
 - 2. 建築工事の請負、設計及び監理
 - 3. 建物、構築物のリフォーム
 - 4. 駐車場設備に関する機器の販売、賃貸、リース及び保守
 - 5. ホテル、旅館その他の宿泊施設の開発、経営及び管理並びにそれらに 関する代行業務及びコンサルティング業務
 - 6. 家具、什器のリース及び販売
 - 7. 損害保険代理業
 - 8. ガス供給に関連する機器の貸与、販売
 - 9. 有価証券の取得、保有、投資及び運用
 - 10. 有料職業紹介事業
 - 11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機関構成)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,960万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権 の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名 簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、4名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と を区別し、株主総会にて選任するものとする。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで とする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の中から代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定め ることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定め る取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発 するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬)

第35条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。